

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

1 実施期間等

平成30年10月25日～12月3日（40日間）

2 提出者数（総件数）

8者（34件）

3 区分別件数

※提出された意見等は、ビジョン（案）の5つの基本方針と全般・その他として整理した。

（1）特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	5件
（2）教職員の専門性の維持・向上	8件
（3）特別支援学校の学習環境の充実	4件
（4）キャリア教育・職業教育の充実	4件
（5）特別支援学校と地域等との連携推進	3件
（6）全般・その他	10件

4 処理区分（あおもり県民政策提案実施要綱）

（1）文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	1件
（2）記述済み・・・既に記述済みであるもの。	13件
（3）実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
（4）反映困難・・・反映が困難なもの。	0件
（5）その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	20件

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	1	特別支援学校のセンター的機能、小・中学校等における校内支援体制の充実については、担当教員の負担増にならない配慮、もしくは計画的な教員配置（定数増）、手当の支給についても検討し、予算を確保するべきではないか。	その他	特別支援学校においては、センター的機能の充実を図るため、教員の負担を軽減するように配慮をしています。また、公立小・中学校の教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、当該学校の学級数や児童生徒数により行っているところです。県教育委員会では、教職員の配置を充実するため、国に対して要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。
	2	中学校の通級指導教室が増えつつあること、また高等学校にも通級指導教室を設置して下さったことに感謝している。引き続き、中学校、高等学校にも通級指導教室を増設して行くことと、できるだけ他校からの生徒も受け入れる形で実施することもビジョンに加えていただくことを希望する。	その他	小・中学校の通級指導教室の設置については、学校設置者である市町村教育委員会からの設置要望を踏まえ、国からの「通級指導対応」の加配定数を活用し、通級児童生徒数などを勘案して教員を配置しているところであり、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実を図っていきます。 県立高等学校における通級による指導については、平成30年度から北斗高等学校における円滑な実施に努めるとともに、同校の実践を踏まえ、今後の県立高等学校における通級による指導の在り方について検討していきます。
	3	通級指導教室はまだ十分ではない。時間や労力など子ども親も多く負担があり、通級による指導を必要としながら受けられない子どもも多くいると思う。このような特別支援教育過疎地を無くすべく、長期ビジョンとしては全市町村への通級指導教室の設置を目指していただきたい。	その他	

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	4	<p>校内支援体制において、各高校で校内委員会や特別支援教育コーディネーターの指名がされているということであるが、高校受検時での合理的配慮はどうなっているのか。</p>	その他	<p>県立高等学校入学者選抜要項においては、難聴者、弱視者、その他身体の不自由な者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要のある者については、あらかじめ出願先県立高等学校の校長に直接その事情を連絡し、別に「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など、「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付して提出することになります。出願先県立高等学校は、中学校の学習活動で配慮してきた状況や提出された資料をもとに、入学者選抜において高等学校側で可能な合理的配慮を中学校側に伝え、入学者選抜を実施することになります。</p>
	5	<p>おかげ様で小学校は、自校の生徒や通級で通って来る生徒に対し手厚い指導ができるようになり本当にありがたく思っている。ただ今後市町村の就学前の子の療育機関から小学校に入って来る子のための、市町村と小学校とのその子達に関する情報の共有が今後の課題である。小学校が必要な先生の人数を確保したり障害特性に応じた研修や教材の準備、予算措置などのために、障がいの特性や実際の状態、どのような対応をしてどのように変化してきたか、今後の課題など、相前から複数回の情報共有の話し合いの場が必要なはず。このような子達は、入学の日、最初の対応が特に大切です。子供達にとっては環境が大きく変わる日であり、この日の対応が不適切なために学校に行けなくなったりすることもある。万全の準備の上で入学の日を迎えていただきたい。</p> <p>そのために、顔を合わせて伝え合うことに加えて、青森県教育支援ファイル、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・共有も大変有効だと思います。近年見えてきたこの市町村の機関から小学校に移るときの連携という問題について、スムーズな流れを構築できるように、県としても気を配っていただけるとありがたい。これもビジョンのどこかに注意点として入れることはできないか。</p>	文章修正等	<p>御指摘を受けて検討した結果、基本方針において、就学・進学等における支援の引継に係る関係機関の連携体制の強化について明確に読み取ることができるように訂正する必要があると考えました。</p> <p>そこで、12ページのⅢ1（4）において、以下とおり追記することとします。</p> <p>（4）小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化 「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">※追記部分は下線</p>

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	6	特別支援学校は、特別支援学校教諭免許状をもった専門性のある教員が 100%であってほしいと強く望む。	記述済み	いただいた御意見のとおり、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められると認識しています。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の2「教職員の専門性の向上」において、「（1）特別支援学校教諭免許状の取得率の向上」、「（2）特別支援教育に係る研修の充実」、「（3）小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有」を通じて、本県の教職員の専門性の向上を図ることとしています。
	7	発達障害の生徒はどの学校にも必ずいるということから、校種を問わず全ての教員を対象に、特別支援教育を学ぶ機会や免許取得を勧め、もっと深く勉強する機会をつくる「かじ取り」を教育委員会は粘り強く継続し、情報発信をし続けていただきたい。	記述済み	
	8	特に特別支援学級における職員の専門性を向上していただきたいと考えています。多くの小中学校に特別支援学級が設置され、学校生活の適切な支援がなされていると思う。しかし、聞くところによると学級担任の障がい理解が不十分な場合があり、生徒やその保護者がつらい思いをしていることもあるとか。多くの先生は障がい理解や適切な支援をしてくださっていると思う。支援学級の担任となる先生方の専門性が統一されれば、さらに能力を伸ばしていく児童生徒が増えるのではないかと。 また、担任の先生ばかりではなく、小中学校の管理職の先生方の障がい理解もさらに深めていただきたいと同時に思う。支援学校と支援学級では伸びる力（主に学力）に違いがあるように思う。ぜひ支援学級に進み、能力を伸ばしていく児童生徒が増え、将来、地域社会で生活してほしいと願っている。	記述済み	

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	9	保護者には、特別支援学級や通級指導教室には、できるだけ特別支援教育に意欲のある先生を、また、経験者か研修を十分に受けた先生を配置して欲しいという希望がある。通常学級の先生であっても特別支援教育について学びたい意欲のある先生が研修を受けやすい体制も必要である。そして、配置後であっても、この教室で頑張っていこうという意欲ある先生方が研修を受けやすい体制も必要である。特別支援の先生は代わりが見つかりにくいためにはなかなか研修に出られないという事情もあるようなので、何とか工夫していただき、特別支援教育の研修のさらなる充実と、通常学級の先生も、特別支援教室や通級指導教室の先生も研修を受けやすい体制作りと、研修への参加の促進をビジョンに加えることを希望する。	その他	教員は、研究と修養をとおして、特別支援教育のみならず、様々な分野の専門性の維持・向上に努める必要があるものと考えます。引き続き、各部署が連携しながら、研修の充実に向けた取組を進めていきます。
	10	教職員の専門性の維持・向上については、研修に出やすい環境づくり、研修内容の工夫、さらに小・中学校等の通常学級の担任への意識改革に向けた取り組みを特別支援教育推進室が中心となって、学校教育課全体の課題として取り組むべきである。	その他	
	11	特別支援学校及び特別支援教育に係る実践発表を地域ごとに夏季休暇中に毎年設定し、全員がレポートを持ち合い実践的に研修する機会を提供されてはいかがか。	その他	

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	12	<p>特別支援教育は障がいを持つ子に限らず全ての子に応用ができる教育だと思う。「特別」という名だが、一人ひとりが抱える困難に対してどう教え育てていくかを考える基本的な教育法であり、一人の子への対処法を実行したら多くの子が改善した、というケースもある。通常学級の先生に特別支援教育の勉強をしていただくと生徒の問題点に気がつきやすくなり自分でも工夫できることはもちろん、通級の先生も指示が出しやすくなったり互いに協力しやすくなったりするようである。「共生社会」をめざすためにも通常学級の先生が「各種障がいの理解と合理的配慮」について学ぶことはとても意義が大きいと思う。</p>	その他	<p>県教育委員会では、通常の学級における特別支援教育の充実のため、各種研修や講演会等を実施してきたほか、新学習指導要領で増補された特別支援教育に関する内容についても周知を図っているところであり、引き続き、これらの取組を通じ、通常の学級における特別支援教育を推進していきます。</p>
	13	<p>特別支援学校も今後、軽度知的障害の児童生徒が増えることが予想される。重度・重複の児童生徒も軽度の児童生徒も輝ける、個々の能力に合わせながらもお互いに理解し助け合っていけるような指導を望む。そのためには、教員も世の中の流れに敏感になることが必要だと思う。ぜひ先生方が教員同士だけでなく、様々な職業の人との交流をしてほしいと考えている。</p>	その他	<p>県教育委員会では、平成30年度から、学校運営に地域の声を積極的に生かすためにコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を森田養護学校に導入し、その効果について検証を進めています。引き続き、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていきます。</p>

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校の学習環境の充実	14	県立青森第二養護学校は通学範囲が広く、通学所要時間が体力的に厳しい児童もいる。学習活動や行事にも影響が出ている。青森市内西部にも主として知的障がいを対象とする養護学校の必要性を感じる。	その他	県教育委員会では、県立特別支援学校の児童生徒が広範囲から通学していることを踏まえ、スクールバスの適切な配置・運行など、通学の負担軽減に努めているところです。
	15	医療的ケアを必要とする児童、生徒に対して、看護師資格のある臨時講師、及び、一定の研修を受けた教員が、そのケアにあたり必要な教育を受けていけるという状況を継続してほしい。また、人員が不足していると聞いている。ヘルパーや看護師免許だけでケアできるとか、ケア児童に対して安心して教育を受けられるような（遠足や修学旅行なども）環境を整えてほしいと願う。	記述済み	医療的ケアについては、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」において「複数の障害種別に応じた教育の充実」を基本方針に掲げ、学習環境の充実に努めてきたところです。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の3「特別支援学校の学習環境の充実」において、引き続き、医療的ケアを含めた特別支援学校の基礎的環境整備の充実に取り組んでいくこととしています。
	16	学習環境の充実については、特別支援学校だけでなく、特別支援学級の環境整備も視野に入れてプランを立てるべきである。在籍生徒数減を理由とする安易な統廃合には反対する。学校施設においては、児童生徒の健康と命を守り、豊かな学習環境を整備するという視点でエアコンやトイレの整備を計画的に行うよう記載すべきである。支援学級においては、学習環境保障の観点から、学級定員を6名にするよう計画に盛り込むべきである。	その他	小・中学校等の学習環境整備については、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して十分な教育を提供する上で、重要であると考えております。 特別支援学級の編制基準については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により8人となっています。県教育委員会では、編制基準の引下げを国に対して要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校の学習環境の充実	17	<p>特別支援学校高等部に通学が困難な地区、通級学級が設置されていない地区では、せめて通級による指導は可能であるように早急を実施してください。特別支援学校高等部の教育を受けることを希望しても、地理的に通学不可能だからと諦めるのではなく地区に関わらず寄宿舍・宿泊施設の設置や福祉サービス等を活用して、障がいの種類・程度に関わらず高等部教育が可能になるような方法を検討・実施してほしい。特に医療的措置を要したり、障がい重複したりしている場合も、希望があれば、高等部又は高等学校教育が受けられるようにしてほしい。</p>	その他	<p>本県は、県内6地区全ての特別支援学校に高等部を設置しており、特別支援学校中学部の生徒のうち、高等部等への進学を希望する生徒のほとんどが進学しています。（平成30年度の進学率は98.6%）</p> <p>また、高等部普通科を設置する県立特別支援学校14校のうち、13校において障害が重複、又は重度である生徒を対象とする学級を設置しているほか、県立高等学校においても、生徒の障害の状況に応じて必要な合理的配慮をしています。</p>

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
キャリア教育・職業教育の充実	18	青森県教育庁障害者就労促進センターは、基盤が整っての開設だったのか。誰のための就労促進センターであるのか、今一度、関わる方々全員での再確認と共通理解をしていただきたい。	その他	ビジョン（案）9ページに記載しております県教育庁障害者就労促進センターでは、業務員の一般事業所への円滑な移行を図ることを目的として、連絡協議会での定期的な情報交換や障害者就業・生活支援センター等との連携により、適切な運営に努めているところです。
	19	キャリア教育、職業教育については、児童生徒の発達を考慮したものとし、特に高等部においては、単なる職業教育にならないように「青年期教育」の視点で教育内容に取り組むことを記載すべきである。また、特別支援学校卒業生の就労先として、県庁や県教委でできる仕事を特別支援教育推進室がレクチャーするなどし、就労先開拓に県教委としても取り組んでいる姿勢を見せるべきである。	その他	幼児児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身につけられるよう、引き続きキャリア教育・職業教育の充実に取り組んでいきます。
	20	これから労働力不足がさらに深刻化する中で、障害を持った生徒であっても、将来、健常者と同じ仕事をするのがますます期待されると思う。その症状や病状などをしっかりと理解し、対策しておけば共働する事は可能であると思う。例えばコンピューターの操作が得意だけど、電話や対面でのコミュニケーションが苦手である生徒であっても、電子メールを利用してのコミュニケーションは取れるケースなど、そういったところに適材適所で生徒の進路実現を図るためには、やはり教師の理解と切れ目のない指導が必要だと思う。その力を社会は必要としていると思う。	記述済み	いただいた御意見のとおり、ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の4「キャリア教育・職業教育の充実」において、障害のある児童生徒が、卒業後、その能力を最大限に発揮し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためにキャリア教育・職業教育の充実を図ることとしています。
	21	支援の必要な方々が最も不安に感じているのは、学校教育が終了した後の生活の基盤、支援だと思う。学校側が行うキャリア教育と実社会とのギャップが生じないような、事業所等との連携が、支援を必要とする方々の安心や意欲の向上につながると感じた。	記述済み	

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校と地域等との連携	22	保護者や福祉関係者等と学校側とにおける、地域生活に関する情報交換をしていければと考える。	記述済み	いただいた御意見のとおり、障害のある児童生徒が、地域で自立し、社会参加していくためには、福祉、医療、労働等の様々な関係機関と学校が密接に連携し、共通理解の下、早期からの一貫した支援体制の構築が重要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、社会とつながる学校づくりに取り組んでいくこととしています。
	23	「共生社会」の実現を願うとき、通常学級の生徒達に障がいや障がい者について理解してもらうこと、学んでもらうことは、とても大切に避けて通れないことだと思う。11ページの「交流及び共同学習の推進」はそういう意味では素晴らしい活動だと思っています。ただ、もっと多くの子達に多くのことを理解して欲しい。	記述済み	いただいた御意見のとおり、共生社会の形成に向けて、早期から、障害のある人とない人が交流し、相互理解を深めていくことが必要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対しての理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしています。
	24	スポーツについて、普通の高校にあるように、特別支援学校にも高総体のような大会があれば、卒業後もバレーボール、バスケットボール等に親しみを持って余暇支援も上手くいくように思う。	記述済み	ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進」において、障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、地域社会において、卒業後も障害を通じて教育やスポーツ・文化活動等の様々な機会に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるように、生涯学習の基盤づくりに取り組むこととしています。

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	25	学習指導要領から求められることが多くなっているように思える。児童生徒の発達段階を考慮して指導（学習）内容を構築することを明記するべきである。また、地域との連携については、地域社会における障害の理解促進の課題も大きいので、通常学校・学級における障害者理解・共生社会構築への取り組みを進めるとともに、これらの内容について学校だけが行うのではなく、特別支援教育推進室が中心となって学校教育課各グループや他の部局と連携して、地域での理解促進に努める姿勢を示すべきである。	記述済み	発達の段階を考慮した指導を行うことについては、特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領に示されているところであり、ビジョン（案）は、学習指導要領の考え方を踏まえつつ、「はじめに」に示すとおり、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進するものです。
	26	キャリア教育も良いが、地域で生きていくための社会のルール、つまりこういうことをすると駄目ですよという善悪の教育（道徳）が必要でないかと思う。	その他	各県立特別支援学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を考慮して道徳教育の重点目標を設定するとともに、各教科等における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示した全体計画を作成し、学校・家庭・地域の連携の下、適切に道徳教育を推進しているところです。
	27	学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に関して、教員にも保護者にも仕組みみみみが変わったことがまだまだ周知不足と感じます。校長先生はじめ現場の先生方全員に対して、「変わったこと」と「何故変わったのか」が分かるように説明の機会を作ってほしいです。特にこれから特別支援教育を受けることを検討している保護者には、趣旨がよく理解できるように丁寧に説明していただきたい。	その他	県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、あらゆる機会を通じて、引き続き、地域社会への特別支援教育に関する理解啓発に取り組んでいくこととしています。

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	28	子育てをしながら平日頃思っていたことは、支援の必要な子どもと一緒に活動する機会があつて理解し合えれば、子どもたちの視野が拡がり、やさしい社会ができるのではと感じていた。もちろん、そうしたお膳立てを求めてはいないが、共生社会をつくるために、全ての人々を巻き込む工夫に期待している。	記述済み	ビジョン（案）では、「はじめに」において、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進することを示しているほか、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対する理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしています。
	29	最低限、自分達と同じ普通の人間だと偏見なく見れるようになる教育を、通常学級を含む全学級の中で、人間教育としてしていただければ、と思う。これはきっと、障がい者に限らず全ての他人を尊重する、また自分自身も尊重されるべき存在なのだという意識につながっている気がする。そのような教育の推進ビジョンも模索していただけるとうれしい。	記述済み	
	30	卒業後は、就職や在宅、福祉施設利用など、様々な進路があると思いますが、卒業してしまうと連絡をとることが出来ません。そこで学校にいる間または卒業後に、普通の高校にあたる「同窓会」のようなものを作り、その後も集まって何かをする基盤になるようなこともしてほしい。	その他	現在、卒業生の活動については、年1回程度各校の企画によって開催されていますが、いわゆる同窓会・後援会については、卒業生及びその家族が主体となって運営される性質のものと考えます。

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	31	参加対象が県民全体であるかと思うが、たくさんの方々を巻き込むことができるのが理想だと感じた。学校、地域、事業所等々、遠慮なくこのビジョンの存在を発信すべきだと思う。特別支援教育は特別支援が必要な人たちだけのことではないことも理解してもらったことが大切だと思う。教育委員会内の方々が多種多様な業務を抱えていらっしゃることは想像に難くないが、大元締めである教育委員会内でも部署横断的な関わりも大事だと感じた。例えば学校でPTAの集会や参観日の懇談時の一部の時間を使って、特別支援についての概説、具体的な支援方法や、プライバシーに差し支えない程度に、その学校や地域の特別支援教育の現状を知ってもらうこともあっていいと思う。全ての方々へのさらなる啓発活動を推進していく仕組みみみがあればと感じた。	その他	総合学校教育センターにおいて県民を対象に特別支援教育に関するセミナーを開催しているほか、各特別支援学校においても地域住民を対象に障害者アスリートの講演会等を開催するなど、様々な機会を通じ、共生社会の形成に係る理解啓発に努めています。
	32	通常学級の生徒が、障がいや障がいを持つ人について学ぶ、理解する、といっても先生が教科書を読み上げるだけでできることではない。どのような方法で学ぶか、理解するかということは今後県の方でもお考えいただければと思う。	記述済み	いただいた御意見のとおり、共生社会の形成に向けて、障害のない人が、障害に関する正しい知識を得る機会を通じて、障害者理解を推進していくことが必要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対しての理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしており、これらの機会を通じて障害者理解を推進します。

青森県特別支援学校教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の結果

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	33	<p>今後10年のビジョンとなると「多様な学びの場の整備」と障害者権利条約が目指す方向性、文科省の「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」という方向性から、人数はだんだん、特別支援学校⇒特別支援学級⇒通級による指導⇒通常の学級へと移っていくはずであり、またそうあるべきである。そのためには各「場」でより手厚い支援ができるようにならなければならない。最終的には多くの子が地域の学校で個に応じた支援と共に教育を受けられる状態に、10年の間にはかなり近づくのではないかと。そう考えると、本ビジョンは特別支援学校の整備に多くの比重があり、特別支援学級、通級指導教室や通常の学級についてのビジョンにももっと触れていただけたら、という気がする。もっとも、特別支援学校は県の設置だが小中学校は市町村の設置であるところ、このビジョンは青森県教育委員会の作成であり、特別支援学校教育推進プランを継承したものであることから、特別支援学校に関する記述が多くなるのは当然とも思う。でも他の「場」のために県ができることも多くあると思うし、ビジョンを示すだけでも市町村にも大きな影響を与え得ると考える。</p>	その他	<p>ビジョン(案)は、本県の特別支援教育全体の今後の方向性を示すものであり、インクルーシブ教育システムの構築については、Ⅲ「基本方針」に示している5つの基本方針の下、市町村教育委員会との連携強化を図り、取り組んでいくこととしています。</p>
	34	<p>学校に来れる子は、どんな子であっても先生が何とか育ててくださり、本当にありがたい。それは特別支援学校でも小中学校でもそうだと思う。ただ、学校に出て来れない子もいます。そのような子への配慮がまだ手薄だと感じる。ほとんど親任せ、家庭任せとなり、親は悩むが結局何もできず、子は結果的に教育から排除された状態となっていることが多い気がする。具体的ビジョンはまだ難しいかもしれないが、課題としてだけでも意識していただきたい。</p>	その他	<p>県教育委員会では、不登校児童生徒への取組として、これまで、相談電話の設置や学校へのスクールカウンセラーの配置により、本人や保護者等の相談活動に当たるとともに、スクールソーシャルワーカーを活用し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図るなど、学校復帰に向けた取組を推進してきています。</p>